提出日(西暦) 2020年3月25日

品質管理システム概要書(2020年1月31日現在)

<u>監査事務所名 フロンティア監査法人</u> 代表者名 藤井 幸雄

1.品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、統括代表社員は、当監査法人の品質管理に関する最終的な責任を負っています。

品質管理担当責任者は、品質管理のシステムを整備し、運用するための十分かつ適切な 経験及び業務遂行能力を維持し、品質管理上の問題を識別し、理解して、適切な方針及び 手続を定めています。

監査責任者は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当監査法人が 定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負っています。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人は、監査事務所及び専門要員が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、監査の品質管理規程において職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めています。

(2) 独立性

当監査法人は、監査事務所及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、監査の品質管理規程において独立性の保持のための方針及び手続を定めています。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者)の長期間の関与に関して一定期間のローテーションを義務付けています。

3.契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務を含む監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。監査契約の新規の締結は、社員会の承認を経なければならないと規定しています。

4.専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた専門要員を十分に確保するために、専門要員の採用、能力、適性、評価、報酬及び昇進に関する方針及び手続を定めています。

当監査法人の方針及び手続に従わなければ処分を受けることもあり得ることを専門要員に理解させ、当監査法人が定める継続的専門研修の履修単位が習得できていない場合はすべての監査業務に従事することを禁止する措置をとっています。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が 監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正 に関する教育・訓練の適切な機会を提供しています。

5.業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から 公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針 に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マ ニュアルとして定めています。当該方針及び手続には、監査の実施、監査チームへの 指示、監督及び査閲の方法、監査調書としての記録及び保存の方法等を含めておりま す。

監査責任者は、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査業務を実施すること、並びに適切な監査報告書を発行することに対する責任を負っています。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、 監査チームが前項の手続を適切に実施する責任を負っております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門的な見解の問い合わせに関する方針及び手続を次のように定めています。

- ・判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に 関して、適切に専門的な見解の問い合わせを実施すること。
- ・専門的な見解の問い合わせが適切に実施されるように、監査事務所内外において、 十分な人材等を確保すること。

- ・専門的な見解の問い合わせから得られた見解を十分に検討し対処すること。
- ・専門的な見解の問い合わせの内容、得られた見解及びその対処を文書化すること。 「不正リスクへの対応」
- ・不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると 判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有す る者に問い合わせ、入手した見解を検討すること。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、すべての監査業務について監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価し、当監査法人が発行する監査報告書の信頼性を確保するために、以下の監査業務に係る審査に関する方針及び手続を監査の品質管理規程によって定めています。なお、監査チームが行った重要な判断について、大会社等の監査の審査において検討され評価される事項には「特別な検討を必要とするリスク」、「不正リスクへの対応」等の事項が含まれます。

当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査責任 者は、審査が完了する前に監査報告書に署名してはならないと定めています。

審査の担当者は、監査業務の主要な担当者としてのローテーションの対象であり、一定期間以上、連続して同一の監査業務に係る審査を担当してはならないことを規定しています。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、 不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価 及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切である かどうかについて、検討しなければならないこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、 又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及 び手続を監査の品質管理規程により定めています。

専門的問い合わせを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化することを定めています。

監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、代表社員は、他の監査事務所等に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決するよう定めています。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行致しません。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人は、すべての監査業務について監査業務の質を向上させ、査閲を効果的に 実施し、監査報告書の発行前に、入手した監査証拠及び到達した結論をより適切に評価するために、監査の品質管理規程において以下の監査調書の管理に関する方針及び 手続を定めています。

- ・監査報告日後の最終的な整理に関する方針及び手続
- ・監査調書の機密性、保管の安全性、情報の安全性、アクセス可能性及び検索可能性を 合理的に確保するための手続
- ・監査調書の保管期間及び廃棄方法

6.品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めています。このプロセスには、品質管理のシステムに関する日常的監視及び評価が含まれており、評価には、監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに1つの完了した監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を含めております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価します。その結果、速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備であり改善を要する事項が判明した場合には、品質管理担当責任者は、改善を要する事項を検討し、適切な措置をとるよう、業務執行社員並びに他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならないことを規定しております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、以下の事項に関して、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。この方針及び手続の一部として、当監査法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度もあわせて定めております。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外から もたらされる情報に対処するための方針及び手続きを定めています。

7 . 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継について、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定めています。

「不正リスクへの対応」

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については品質管理担当責任者に報告する手続を定めております。

8. 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当監査法人が、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることを定めています。

9.組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項ありません。

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。